

## 6月 オンライン定例会

<日 時>： 令和3年6月9日（水） 18:00～19:30 定例会

<定例会スケジュール>

司会：田邊 会長

- 18:00～18:05 (5) 会長挨拶
- 18:05～18:45 (40) 道徳教育実践シリーズ3
- 18:45～19:25 (40) 連絡・情報交換
- 19:25～19:30 閉会挨拶(会長)・退室

\* \* \* \* \*

<内 容>

1 挨拶

2 道徳教育実践シリーズ NO.3

進行：廣瀬 副会長

「先生のクラスにはなりたくありません」(別紙)

3 連絡・情報交換

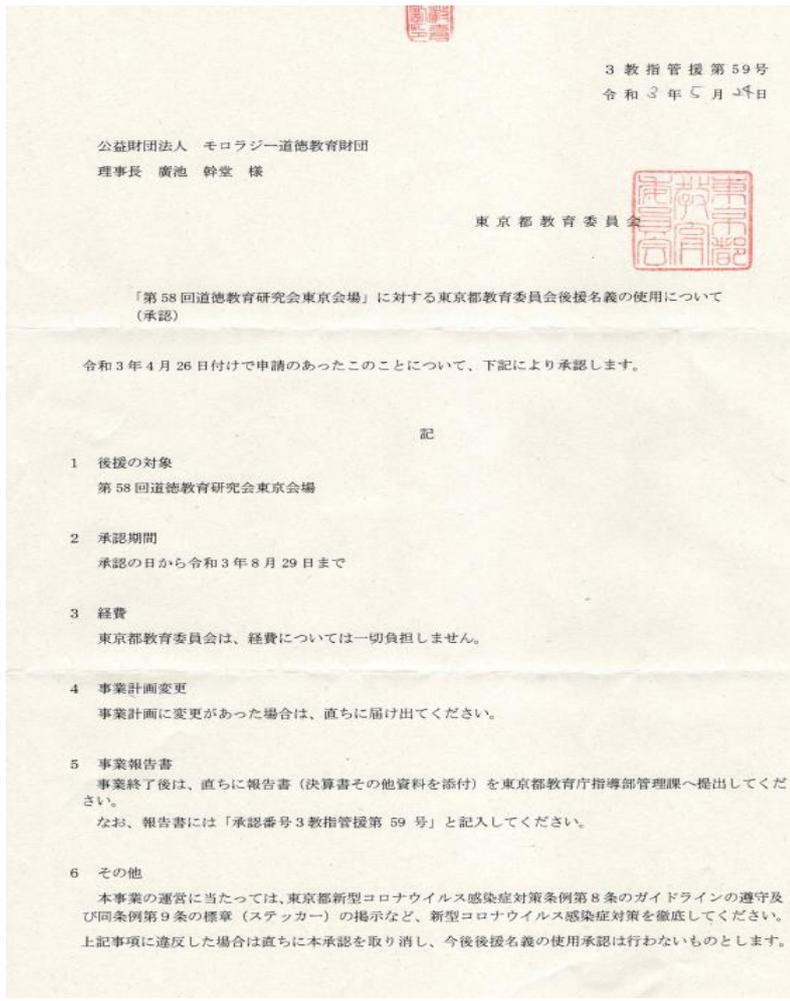
(1) 第58回道徳教育研究会

①開会挨拶

	会場	日時	主な講師	開会挨拶
3	荒 川	7月17日(土) 14:00～16:00	水野次郎(オンライン)	木崎重安 ブロック部長
4	足 立	8月1日(日) 13:30～16:40	浅見哲也 角田和弘	青柳利夫 協議会副会長
5	東京北	8月7日(土) 9:30～12:00	川原容一 角田和弘	田邊秀夫 都モラ研会長
6	葛 飾	8月23日(月) 13:30～17:15	加藤宣行 土肥崇紀	小林敦子 ブロック副部長
7	大 田	8月27日(金) 13:30～17:00	鈴木明雄 山本恵美子	木崎重安 ブロック部長
8	江戸川	8月29日(日) 13:00～17:30	青木 靖 多田正見	乙部完司 ブロック事務長

世田谷会場 千代田会場は 中止

## ②東京都教育委員会後援名義使用の承認者



(ガイドラインの遵守等) 第八条 事業者は、本部設置期間において、都、国、特別区、市町村及び事業者が加入している団体等が定めた新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための指針(以下「ガイドライン」という。)を遵守するよう努めなければならない。2 ガイドラインを作成した者は、当該ガイドラインを公表するとともに、その対象となる事業者に対し当該ガイドライン及び次条第一項に規定する標章を周知し、必要に応じて、当該ガイドラインの見直しを行うよう努めなければならない。

(標章の掲示等) 第九条 劇場、飲食店その他の集客施設を運営する事業者は、本部設置期間において、施設の入り口等利用者の見やすい場所にガイドラインに定める措置を遵守していることを示す知事が別に定める標章(以下単に「標章」という。)を掲示するよう努めなければならない。2 催物等を主催する者は、本部設置期間において、当該催物等の実施に当たり、開催場所の入り口等来場者の見やすい場所に標章を掲示するよう努めなければならない。4 3 都民は、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止の観点から、施設の利用及び催物等への参加に当たっては、標章が掲示されている施設の利用等に努めなければならない。

### ③ コロナ禍における「第58回道徳教育研究会」開催実施について

#### 新型コロナウイルス感染症拡大防止

##### 1. 開催実施の判断について

- (1) 開催にあたって、会場ごと地元区教育委員会と事前に相談する。
- (2) 教育委員会の意向に基づき、該当会場、主管の協議会と相談の上、決定する。

##### 2. 教育委員会の要請による決定について

(1) 地元区教育委員会は感染状況によりやめてほしいと要請があった場合は中止にする。(2) 感染症対策を徹底する上で開催が認められた場合

- ① 予定通り開催
- ② 延期して開催
- ③ 開催予定日に、計画を変更して開催する。

##### <変更例>

- ① 開催時間を短縮する。
- ② プログラムの変更(接近した話し合いを避ける)
- ③ 開会行事の縮小等々
- ④ オンラインによる開催 **※会場のオンライン環境**

##### 3. 開催にあたっての留意事項

##### <運営上の配慮点>

- ・検温を徹底し、発熱や風邪症状のある方は参加させない。
- ・マスクを着用していない者は参加させない。
- ・手洗い、消毒の励行する。
- ・参加者の所属、氏名の把握する。(当日参加は認めない)
- ・参加人数は、会場の収容率50%を超えないようにする。座席の間隔は最低2m空ける。
- ・会場内では30分に1回、5分程度の定期的な換気を行う
- ・配布物はあらかじめ机に配布する等、手渡さない方法で行う
- ・会場に応じて、アクリル板・空気洗浄機・非接触型体温計用する。
- ・講師との会食は行わない。
- ・現金の直接の授受は避ける※金銭皿等の使用

##### <各人が気をつけること>

- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- ・まめに手洗い・手指のアルコール消毒を行う
- ・帰宅後、まず手や顔を洗う
- ・体調の変化の経過観察を行う。

<その他>・万一、開催中もしくは終了後14日以内に感染者が見つかった場合は、速やかに保健所に連絡し、併せて主管の東京都モラロジー協議会に連絡する。

(2) 協議会開発助成金の申請

(3) 道徳授業指導力向上講座

・10月23日(土) 14:00~16:30 麗大センター大会議室